

第2回内閣保全監視委員会 議事要旨

1 日時

平成27年4月24日（金）午後5時40分頃から同5時50分頃までの間

2 場所

総理官邸4階大会議室

3 出席者

委員長 上川国務大臣
副委員長 加藤内閣官房副長官
世耕内閣官房副長官
磯崎国家安全保障担当内閣総理大臣補佐官
杉田内閣官房副長官
委員 国家安全保障局長
内閣官房副長官補（事態対処・危機管理担当）
内閣情報官
警察庁長官
公安調査庁長官
外務事務次官
経済産業事務次官
海上保安庁長官
防衛事務次官

4 配付資料

- (1) 「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告」について
 - ア 「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告」（案）の概要（資料1）
 - イ 「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告」（案）（資料2）
- (2) 各行政機関における特定秘密が記録された行政文書の保有状況一覧表（資料3）
- (3) 今後のスケジュール（資料4）

5 議事概要

- (1) 冒頭、上川大臣から、概要以下のとおり挨拶を行った。
 - 各府省庁における昨年12月末までの特定秘密の指定等の運用状況につ

いて、適時に御報告いただき、御礼申し上げます。また、本日は、この場をお借りして私から三点お願い申し上げます。

○ 一点目であるが、特定秘密保護法の運用における各行政機関の長が果たす役割の重要性を改めて強調したい。皆様も御案内のとおり、特定秘密の指定・解除、適性評価の実施等については法律の規定に基づき各行政機関の長が行うこととされている。各行政機関の長が大臣である場合、皆様から指定の内容等については、適時・適切な報告がなされていると承知しているが、特定秘密が記録された行政文書の作成・管理その他の運用状況についても同様に、各行政機関の長への確実な報告をお願いしたい。加えて、是非行政機関の長自ら現場に足を運んでいただき、運用の実態がどうなっているのか把握に努めていただくよう、お願い申し上げます。

○ 二点目であるが、前回の委員会でも指摘されていたように、国民の皆様に対する説明責任をしっかりと果たしていくことが重要であり、引き続き、特定秘密保護法の運用について、丁寧で分かりやすい説明を継続し、国民の皆様の理解の一層の増進に努めるべきと考えている。

法律の運用状況の国会報告もその取組の一環だが、各行政機関においては、国民の皆様からの情報公開請求や報道機関の皆様からの照会に対しては、これまでと同様、真摯に御対応いただきたい。

また、国立公文書館の新設に向けた議論が活発化しており、公文書管理の重要性はなお一層高まっている。特定秘密文書を含め国立公文書館に移管すべきファイルが適切に移管されるよう、公文書管理法の厳格な適用につき、御指導願いたい。

○ 最後になるが、現在、各府省庁において職員等の適性評価の進められているが、特定秘密を取り扱う職員全てに対して適性評価が完了して、ようやく法律が完全に施行されることとなる。各行政機関におかれては、適性評価の速やかな実施を改めてお願い申し上げます。

(2) 次に、内閣情報調査室から、配付資料に基づき、「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告」及び今後のスケジュールについて概要以下のとおり説明を行った。

○ 特定秘密保護法第19条に基づく本報告は、毎年1回、有識者である情報保全諮問会議の委員の御意見を付した上で、国会に報告し、公表するものである。本報告の対象期間は、特定秘密保護法の施行日である昨年12月10日から31日までの間である。

- 本年の国会報告の大部分は、特定秘密の指定の状況についての記述である。政府における特定秘密の指定の状況について、様々な観点から説明しているものである。具体的には、まず最初に、指定の3要件、運用基準で指定事項の細目を定めたこと及び指定権限を有する行政機関が19に限定されたことを記述している。次に、指定の状況として、政府全体の指定件数が382件であったことや、法律別表の4分野別の件数、各行政機関別の指定内容の概要及び件数、情報の類型別に特に件数の多いものを記述している。そして、特定秘密が記録された行政文書の状況として、政府全体の保有件数が約19万件であったことを行政機関別の保有件数と併せて記述している。
 - 最後に、特定秘密の指定の有効期間の延長及び解除の状況等について、いずれも報告対象となる事実はなかった旨を記述している。情報保全諮問会議の委員からの御意見についても、国会報告に記載することを予定している。
 - 平成26年末現在の各行政機関における特定秘密が記録された行政文書の保有状況一覧表は先ほど御説明申し上げた国会報告の一部にも盛り込まれているが、法の施行状況を適切に説明するため、今月17日に内閣官房ホームページに公表したところである。
 - 本日お示ししている国会報告（案）を内閣総理大臣へ報告し、5月中旬に情報保全諮問会議の委員の御意見を伺うために情報保全諮問会議を開催する。その後、5月下旬から6月上旬には、閣議決定を行い、国会への報告、公表を行うこととしたい。なお、この国会報告は衆・参の情報監視審査会にも提出することとなっており、その際には、特定秘密指定管理簿を取りまとめたものを添付することとされている。審査会への提出の手續・方法については、追って情報共有させていただく。
- (3) 最後に、委員会にかけられた国会報告（案）を内閣総理大臣に報告することが了承された。

(以上)